欧州委員会、標準必須特許(SEP)のライセンシング及び評価に関する 専門家グループの活動報告書を公表

2021 年 2 月 26 日 JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会は、2021年2月10日、標準必須特許(SEP)のライセンシング及び評価に関する専門家グループ(以下、「専門家グループ」という。)の活動報告書(以下、「本報告書」という。)を、ウェブサイトにて公表した。

本報告書(全229ページ)の構成は、以下のとおりである。

- エグゼクティブ・サマリー
- ・ PART 1 目的、方法及び結果(反対意見を含む)
- PART 2 IoT エコシステムにおける FRAND ライセンシングの進化(SEP 保有者及び 実施者全般(特に IoT)が直面する問題の概要)
- ・ PART 3 主要な問題の分析と改善提案(更なる議論のためのもの)
 - ▶ PART 3.1 SEP ライセンシングの透明性の向上
 - ▶ PART 3.2 バリューチェーンにおけるライセンシング
 - ▶ PART 3.3 公平、合理的かつ非差別的な条件
 - ➤ PART 3.4 交渉及び紛争処理
 - ▶ PART 3.5 IoT のパテントプール及び共同ライセンシング
- · 付属文書 (Annex 1~Annex 10)

例えば、PART 3 には専門家グループが行った 79 の提案が、PART 3 の Annex 1 には各提案の簡単な説明が含まれており、Annex 1 では各提案が以下の項目別に分類されている。また、各提案には、専門家グループのメンバー(以下、「メンバー」という。)の各提案に対する支持の度合いを示す1つ星~5つ星の評価が付されている。

- · 透明性 (PART 3.1 関連)
 - ▶ SEP データベース:提案 1~提案 6
 - ▶ 必須性確認:提案7~提案18
 - ▶ 有効性: 提案 19~提案 27
- ・ バリューチェーンにおけるライセンシング(PART 3.2 関連): 提案 28~提案 37
- · 評価 (PART 3.3 関連):提案 38~提案 45
- ・ 非差別性(PART 3.3 関連): 提案 46~提案 48
- · 交渉及び紛争処理 (PART 3.4 関連): 提案 49¹~提案 71
- ・ パテントプール (PART 3.5 関連): 提案 72~提案 79

¹ 提案 49 は、PART 3 本体では「交渉及び紛争処理」に含まれているが、Annex 1 では全項目にまたがる ものとして分類されている。

また、本報告書及びウェブサイトにおいては、

- ・ 本報告書は、欧州委員会の見解を反映するものではなく、欧州委員会に助言を与える こと及び関連するすべての利害関係者間の議論を促すことを目的としており、EU 加 盟国や欧州委員会を拘束する政策的立場を構成するものではない。あり得る政策的フ ォローアップは、それぞれの権限の範囲内で関係機関による検討に基づいて行われる。
- ・ 本報告書の採択に賛成したすべてのメンバーが、特定された問題及び提案された解決 策に同意したわけではない。
- ・ 分析及び提案は、あらゆる問題について多くの意見の相違がある可能性があるため、 すべてのメンバーの間でコンセンサス (意見の一致) を得ることを目的としたもので はない。主な目的の1つは、更なる議論のためのアイデアを生み出すことである。 とされている。

また、本報告書のPART 1のAnnex 2には、専門家グループのメンバーの1人であるエリクソンの Monica Magnusson 氏が本報告書への不同意を表明する反対意見が含まれている。当該反対意見においては、「最終的な本報告書は、利害関係者との更なる議論のための多くのアイデア及び提案を提供しているにもかかわらず、その目的を果たしていない。」、「本報告書には私が全面的に支持する内容が含まれているにもかかわらず、私は専門家として本報告書の内容及び政策提言を支持することはできない。」等とされており、当該反対意見の理由としては「本報告書の仮定、推論及び政策提案を裏付ける証拠の欠如」、「個々の専門家からの一連の政策提案に賛成するコンセンサスベースのアプローチの断念」、「業界の実務又は関連する欧州の判例法によって支持されていない理論の正当化及び主流化」、「実際の実施の課題を無視した幅広い仮定」等が挙げられている。

本報告書のエグゼクティブ・サマリーには、例えば、以下の内容が含まれている。

政策の背景・専門家グループ

欧州委員会は、「標準必須特許への EU のアプローチの提示」と題した 2017 年のコミュニケーションにおいて、全体的かつバランスの取れたアプローチで SEP に関する見解を示した。

当該コミュニケーションの中で、欧州委員会は、特に IoT 技術に焦点を当てて SEP ライセンシング市場を監視し、また、これに関連して、産業界のライセンシング実務、正当な知的財産評価及び FRAND 条件決定に関する専門知識を深めることを目的とした専門家グループを設置することを発表した。

2018 年 11 月に、専門家グループは、中小企業の特有のニーズを考慮した上で、特に IoT

に焦点を当てた SEP ライセンシングの課題を特定し、それらの課題に対処するために可能な方法に関する考察を開始するよう、要請された。

したがって、専門家グループは、特定された課題に対処するために現在適用されている 及び/又はすぐに利用可能なライセンシング及び評価の実務並びに手法の包括的な概要を 提供すること、また、SEP のライセンシング及び評価のための将来の枠組みを見据えたア イデアを出すこと、を求められた。

これに基づいて、専門家グループは調査結果及び提案を策定した。これらの提案は、専門家の特定の知識及び経験に基づいた一人またはグループの個人的な見解を反映したものであり、政策立案者により検討される場合には、更なる分析によって裏付けられる必要がある。

専門家グループの調査結果及び提案は、全体的に読まれるべきである。単一の提案が目的を達成することはないが、異なる提案を組み合わせることで、制度を改善できる可能性がある。本報告書の採択に賛成したすべてのメンバーが、特定された問題及び提案された解決策に同意したわけではない。

主な調査結果及び提案は以下のとおりである。

I. <u>IoT エコシステムにおける FRAND ライセンシングの進化 (SEP 保有者及び実施者全</u>般 (特に IoT) が直面する問題の概要)

- ・ メンバーは、SEP ライセンサー及び IoT の標準の実施者は、今後数年間で大きな課題に直面する可能性が高い、と考えている。これらのいくつかは、例えば、複数の「バーティカル (verticals)」(応用分野)及び異なるビジネスモデルが存在することによる IoT の状況の複雑さから生じるものである。また、各 IoT 応用分野内で複数の標準が使用される可能性があることも、複雑さを増す要因となっている。このような複雑さは、取引コストの増大、透明性の低下、ライセンサー及び実施者の双方にとっての不確実性の増大などの問題を生み出す可能性がある。
- ・ メンバーは、ライセンスレベルの選択と異なる IoT 応用分野にわたる SEP ポートフォリオの評価は引き続き議論を呼び起こす問題になると、おおむね考えている。
- ・ 重要な問題は、FRAND条件が、IoT応用分野にわたって一様に設定されるべきか、又は、IoT応用分野によって異なることが許容されるべきか、ということである。応用分野で販売される製品はそれぞれ異なるため、SEPによってカバーされる標準化技術の増分価値(incremental value)が IoT応用分野によって異なる可能性が高い。一部のメンバーにとっては、これは、様々な IoT応用分野における異なる製品の SEP ライセンスに対して行われる評価が異なる可能性があることを意味する。しかし、この問題についてメンバー間でコンセンサスはない。

II. <u>主要な問題の分析と改善提案(更なる議論のためのもの)</u>

SEP 及び SEP ライセンスに関する透明性をどのように向上させるか?

現在、採用された標準をカバーする真の SEP の所有権及び数に関する透明性が欠如しているため、実施者が標準準拠製品・サービスに必要な SEP ライセンスを決定することが困難である。

メンバーは、SEP の状況に関する透明性を向上させることにより SEP のライセンス交渉を円滑にし、SEP 訴訟を減らすことができるため、透明性の向上は SEP 保有者及び実施者の双方にとって有益である可能性があるということには、おおむね同意している。

<宣言された SEP のデータベース>

- ・ 一部のメンバーは、EU が EU に関連する標準を開発している他の標準化団体 (standard development organization「SDO」) (非欧州の SDO を含む) に対して、具体的な SEP 宣言を含む SEP データベースを導入することにつき、例えば EU の公共調達で使用される標準として必要とすることによって、導入のインセンティブを与える、ということを提案している。
- ・ 宣言された SEP データベースの妥当性を高めるために、一部のメンバーは、SDO が、 宣言された SEP の必須性や有効性に関する第三者の必須性決定の結果や異議申立及び 訴訟手続の結果などの宣言された SEP に関する適切な情報を SDO メンバーが提出で きるプラットフォームを作成する、ということも提案している。

<必須性>

- ・ 第1に、実施者がどのライセンスが製品に必要かを評価するのを支援し、SEP 保有者がポートフォリオの FRAND ロイヤルティを決定するのを支援するために、一部のメンバーは、SEP 保有者が標準の承認後すぐに宣言された SEP の必須性を独立した機関 (例えば、欧州特許庁(EPO)のような特許庁、又は、公認法律事務所の監督されたネットワーク)に確認してもらうことを提案している。
- ・ 第2に、必須性確認のコストを合理的な水準に保つために、パテントファミリーごとに(主要市場国における)1つの特許のみについて必須性確認がされるべきであり、 当該ファミリーの他の特許については自己認証が組み合わせられる。また、さらにコストを削減するための手段として、必須性確認を支援するために AI 検索ツールの利用が検討可能である。
- ・ 第3に、関連する利害関係者に情報を提供するために、一部のメンバーは、確認された SEP、すなわち、独立した評価者によって真の SEP であると確認されたものを、(高水準の) クレームチャートとともに SDO のデータベースに記録する、ということを提案している。
- 第4に、確認されたSEPの必須性に実施者が異議を申し立てることができるようにす

る迅速かつ低コストの手続が導入可能である。

・ 最後に、標準が承認された後可能な限り早く SEP 保有者が必須性確認のために宣言された SEP を提出するようインセンティブを与えるための措置 (例えば、SEP ライセンサーに対して、主要市場国でファミリーのうちのいずれの特許もまだ付与されていない場合に審査の加速化を請求させること、主要市場国におけるファミリー特許が必須性の確認のために提出された日からのみ SEP パテントファミリーに対するロイヤルティを要求できるようにすること) が導入可能である。

<有効性>

少なくとも1人のメンバーは、SEP が訴訟での有効性テストに耐えられる可能性を高めるために、以下の提案を含む複数の提案を行っている。

- SDO に次のことを要求すること:
 - ▶ 標準化文書を特許庁と交換すること
 - ▶ 宣言された SEP に対して SDO のメンバーが異議申立を行うよう奨励すること
 - ➤ 特許庁による審査の改善のために詳細な先行調査を(例えば、AI 検索ツールによって) SEP 保有者が行うよう奨励すること
- ・ 第三者が独立した仲裁パネルに対して、確認された SEP の有効性に異議を申し立てる ことができるようにする、迅速かつ低コストの異議申立手続を導入する。この手続を 訴訟提起の前に義務化するか、又は、実施者が訴訟提起の前に当該有効性異議申立手 続を利用しない場合には、SEP 保有者に補償することを実施者に義務付ける、という ことが可能である。

バリューチェーンのどこでライセンスするべきか?

専門家グループは、ライセンシングが行われるべき適切なレベルとは何かに関しては特定の立場をとらないことにしたが、一部のメンバーは、バリューチェーンにおける SEP のライセンシングの指針となり得るいくつかの原則(次の3つ)を提示することによって、この問題を解決しようと試みた。

・ 第1に、<特定のライセンス製品に対するバリューチェーンにおける単一レベルでの ライセンシング>

経済的な観点からは、関連するすべての SEP がバリューチェーンにおける単一レベル(「ライセンシング・レベル」)でライセンシングされた方が、より効率的である可能性がある。複数のレベルではなく単一のレベルでのライセンシングは、取引コスト及び「二重取り(double dipping)」のリスクを大幅に削減し、また、バリューチェーンレベルにおける異なるレベルの潜在的なライセンシーが自らのロイヤルティを最小化するためにバリューチェーンの他のレベルにロイヤルティの負担を押し付けようとする場合に、ライセンサーに対する過少対価のリスクも大幅に削減する。この原則が

実際に機能するためには、一部のメンバーは、SEP 保有者とライセンシーの間の水平的かつ垂直的な調整が必要になる可能性がある、と考えている。

・ 第2に、<ライセンシングのレベルに関係なく、特定の製品に対する一律の FRAND ロイヤルティ>

最終製品で完全に実施されている SEP ポートフォリオのライセンスに対するロイヤルティは、サプライヤーの製品も当該 SEP ポートフォリオを完全に実施している場合には OEM にライセンスされるかサプライヤーにライセンスされるかにかかわらず、同じであるべきである。

第3に、<FRAND ロイヤルティは、部品の価格におけるコスト要素であり、下流に 転嫁されるべきである>

ライセンシングがバリューチェーンの上位レベルを対象としている場合、サプライヤーが(全体の)コストをその利益率から吸収しなければならない状況を避けるために、このサプライヤーは、ライセンス料の追加コストを考慮して製品の価格を上げることが可能であるべきである(すなわち、関連するコスト(又は価値)は、バリューチェーンの中で転嫁されるべきである)。この原則が実際に機能するためには、関連するバリューチェーンにおいて垂直的な調整の議論が必要になる可能性がある。

一部のメンバーは、ライセンシングの原則を実際に機能させるためには、ライセンシングのレベルは、理想的には可能な限り早期に、望ましくは IoT 応用分野の各ライセンス製品の市場が立ち上がる前に、決定されるべきである、と考えている。また、ライセンシングが行われるバリューチェーンにおける特定のレベルを選択することによって、SEP 保有者や実施者に生じる可能性のあるマイナスの結果を緩和するための措置がとられるべきである。部品レベルでのライセンシングが優先する場合、SEP 保有者が感じる可能性のあるマイナスの結果は、上記の3つのライセンシングの原則によって対処可能である。最終製品レベルでのライセンシングが優先する場合、部品のサプライヤーは、部品を合法的に製造するために十分な保護を受けられないということを懸念する可能性がある。サプライヤーにビジネスのための適切な保証を提供するためには、下請製造権(Have made rights)、非係争・権利不行使等(non-asserts, covenants-not-to-sue or to sue last)条項などの、いくつかの手段が使用可能である。

公平、合理的かつ非差別的(FRAND)条件をどのように定めるか?

<公平かつ合理的:ロイヤルティの決定>

- ・ ロイヤルティの決定は様々な方法で行うことができるが、通常はロイヤルティベース と当該ベースに適用されるロイヤルティを特定する必要がある。
- ・ ライセンスの他の条件を考慮すると、SEP 保有者の対価がライセンス製品に付加される特許技術の増分価値を超える場合には、申し出は公平かつ合理的な(fair and

reasonable (「FR」))範囲から外れる。また、標準を実施する製品で生み出された付加価値に対して SEP 保有者に報酬を与えない場合には、ライセンシングの申し出は、FRの範囲から外れる。

- ・ すべてではないがほとんどのメンバーは、特許技術があるライセンス製品に付加する 経済的価値は、そのような技術が別のライセンス製品に付加する経済的価値とは異な る可能性がある、と考えている。
- ・ SEP ライセンスの FR 価値の決定のためのアプローチには、事前(ex ante) アプローチ、比較可能なライセンス契約アプローチ、トップダウンアプローチ、現在付加価値 (present value-added (「PVA」)) アプローチなどの、いくつかのアプローチがある。一部のメンバーは、SEP ライセンスの FR 価値の決定のために PVA アプローチ 2を使用することについての提案を行っている。このパート (Part 3.3) で説明される評価方法のそれぞれには、長所と短所がある。どの方法を選択するかは、評価が行われる時点や必要なデータの使用可能性などのいくつかの重要な問題に対する回答に依存する。例えば、比較可能なライセンスが存在しない場合には、比較可能なライセンスアプローチは機能しない。これらの理由から、一度に複数の方法を使用することが望ましい可能性がある。

<ライセンス条件が非差別的である場合とは?>

非差別的 (non-discriminatory (「ND」)) 義務は、ライセンサーに、同様の状況にある当事者を同様の方法で扱うことを要求している。EU の条約においては、同様の要件が、支配的企業が反競争的差別を行うことを禁止している TFEU³第 102(c)から導き出される。

- ・ 第1に、ND 義務は、SEP 保有者がすべてのライセンシーに正確な条件を提示することを要求するものではない、ということが一般的に合意されている。SEP 保有者は、異なるライセンス条件を提示することによって異なる市場状況に対応することが許可されるべきである。しかし、同様の状況にある実施者が存在する場合には、販売量、ロイヤルティ支払の確実性、地理的範囲などの関連する要素の全体的な見解に基づいて、相違点が客観的に正当化される必要がある。
- ・ 第2に、ボリューム割引、一括割引及び年間ロイヤルティ上限は、ライセンサーへの 付加利益なく1以上のライセンシーを大きく特別扱いしない限り、同様の状況にある 競争相手に提供される場合には、一般的に容認可能である。ライセンサーがすべての 実施者と同時に交渉することは期待できないため、ライセンスを目指して特定の実施 者と交渉して他者を交渉しないことも、差別的ではない。他方、意図的な競争の歪み

³ 欧州連合の機能に関する条約(Treaty on the Functioning of the European Union)。EU 運営条約とも呼ばれることがある。

² PVA アプローチについては、例えば、本報告書の PART 3.3 の 4.3.4 (提案 45) では「この提案の下での PVA アプローチの目標は、標準の実施に係る総ロイヤルティを、その実施において SEP によってカバー される技術の適用によって生み出される (適切に割引された) 将来の増分価値の一部として見積もること である。」等と説明されるとともに、Annex 5 では本アプローチの例が説明されている。

につながる可能性のある方法での(特許権の)選択的行使の証拠が存在する場合には、 この種の状況はさらに精査されるべきである。

- ・ 第3に、ND条件の分析は、大部分が、同様の状況にあるライセンシーに提示又は供与されたライセンス条件を潜在的なライセンシーに提示される条件と比較して、後者が不利に扱われていないことを確認すること、に基づいている。したがって、既存のライセンスに関してある程度の透明性が求められる。しかし、ライセンス契約における非開示義務により、ライセンシー及びライセンサーは FRAND 義務の ND部分が満たされているかどうかを確認できなくなる可能性がある。この問題に対処するために、一部のメンバーは、裁判所、競争委員会、公的仲裁委員会又は信頼できる者によって利用可能な、既存の SEP ライセンス契約の機密リポジトリ(機密保管場所)を作成すること、を提案している。
- ・ 最後に、一部のメンバーは、SEP 保有者が、理想的には、すべての潜在的なライセンシーに対して公表されている標準的なライセンスの申し出を使用すべき、ライセンスされた特許のリストを公表すべき、又は、既存のライセンシー情報を公表すべきである、と提案している。また、一部のメンバーは、欧州委員会が、この評価に影響を与える可能性のある重要な要素を特定することによって、ライセンスが非差別的であるとみなされるセーフハーバーのような一定の範囲を提供する方法論を推進する、ということを提案している。

交渉及び紛争処理をどのように円滑に進めるか?

Huawei v. ZTE 事件における欧州連合司法裁判所 (CJEU) の判決 4は、SEP のライセンス 交渉に有用な枠組みを提供しているが、依然として多くの疑問が未解決である。したがって、一部のメンバーは、現在の CJEU の枠組みに加えて、SEP 保有者と実施者の間のライセンス交渉を改善するための提案を行っている。

SEPの使用及びライセンシングに関わる様々な利害の複雑さのため、第三者とのライセンス契約の締結に関するものを含め、関連する事実に関して高度な明確性及び透明性が必要である。

一部のメンバーによる第1の提案によると、そのような透明性は、交渉当事者間の情報交換のための特定の要件と、SEP ライセンス契約の極秘リポジトリを構築及び維持するため透明性オフィス(transparency office)の設立によって、達成される可能性がある。

^{4 2015} 日 7 月 16 日の CJEU の判決 (C-170/13)。CJEU は、SEP 保有者及び SEP 実施者の双方に義務を課すことによって、すなわち、前者は FRAND ライセンシング義務を遵守する意思のあるライセンサーであることを示し、後者は FRAND ライセンスを求める意思のあるライセンシーであることを示すべきであるとすることによって、交渉中の両当事者の行動に適用される枠組みを定義した。

- ・ 一部のメンバーによる第2の提案は、実施者に、標準準拠製品を商品化する前に、特許が関連標準にとって必須であることを十分に立証し関連 SDO を通じて標準準拠製品に対する標準ライセンス条件を公表している SEP 保有者から、積極的にライセンスを求めることを要求する、というものである。一部のメンバーは、ライセンスを求めていない実施者は、FRAND レートよりも高いロイヤルティの支払に直面する可能性のあるホールドアウトライセンシー(holding-out licensee)とみなされる、ということを提案している。さらに、一部のメンバーは、SEP 保有者が標準ライセンス条件を公表しない場合には、実施者は市場への導入時に標準準拠製品(又はサービス)のタイプ及びモデルを SDO のデータベースに記録することを要求されるべきである、と提案している。実施者は、そうすることを怠った場合には、ライセンス契約を締結する前の期間にロイヤルティレートの増加分を支払うよう要求される可能性がある。したがって、それらの提案は、両当事者がより積極的な姿勢をとることを要求している。
- ・ 一部のメンバーによる第3の提案は、遅延戦術をとった当事者に制裁措置を課すことによって、当事者が遅滞なくSEPライセンスの交渉を行うよう奨励する、というものである。ライセンシーによる不誠実については、裁判所が差止命令を出さない場合には、ライセンシーはFRANDロイヤルティに加えて罰金を支払わなければならない可能性がある。他方、ライセンサーが不誠実な行為を行った場合には、ライセンシーはFRANDロイヤルティに対して一定の割引を受ける可能性がある。
- ・ 第4に、2人のメンバーによる競合する2つの提案は、当事者がFRANDレートに合意できない場合に、裁判所はFRAND原則を最もよく反映するレートを決定すべきか差止命令を出すべきか、という問題に関連している。当該提案の1つは、一致しない2つのFRANDの申し出を裁判所が提示された場合に、最も適切なロイヤルティレートを決定する手段を提供する、というものである。もう1つの提案は、SEP保有者がFRANDの申し出をしたが、潜在的なライセンシーがそれを拒否し、SEP保有者の申し出がFRANDではないという立場を裏付ける十分な証拠を提示できない場合には、SEP保有者は裁判所によって差止命令を出される可能性がある、というものである。
- ・ 最後に、一部のメンバーは、訴訟当事者が裁判所の命令により紛争の特定の要素を独立した専門家機関に提出するよう求められ、当該機関が評価及び和解案をその決定を裏付ける理由とともに提示する、ということを提案している。この評価は当事者を拘束するものではないが、裁判所はその専門家機関の理由を専門家の意見として使用することができる可能性がある。

パテントプール

パテントプールは、ライセンサー及び実施者の双方にとって取引コストを削減し、プールによってライセンスされた製品に使用される SEP の総数に対する総ロイヤルティを削減する可能性があるため、多くの異なる標準を使用する複雑な IoT 製品にとって魅力的な解

決策である。こうした背景の下、一部のメンバーは、パテントプールをより魅力的なものにするためにいくつかの提案を行っている。

- ・ 第1に、標準の承認後パテントプールを可能な限り早く運用可能にするために、一部 のメンバーは、既に標準の開発段階で SDO がパテントプールの形成を促進し始める、 ということを提案している (SDO がプール形成プロセスに自ら関与することなく)。 欧州委員会は、欧州の SDO にパテントプールの促進に着手するよう指示可能である。
- ・ 第 2 に、一部のメンバーは、パテントプールの運用開始までの期間、EU の公法に基づいて共同ライセンシング機関を設立し、当該機関が、実施者からの要請に応じて、少なくとも 2 者の SEP 保有者が特定されている標準についてのすべての欧州の SEP に基づいてライセンスを供与する、ということを提案している。
- ・ 第3に、一部のメンバーによると、多数の標準を使用する IoT 製品については、可能な限り多数の標準についてパテントプールを形成することが魅力的である可能性がある。SEP 保有者は、例えば製品で使用されている同じタイプの技術又は機能に関連する標準のクラスターについて、このプールを形成するよう奨励される可能性がある。
- ・ パテントプールによる共同ライセンシングは、ライセンサー及びライセンシー双方の 取引コストを削減する。一部のメンバーは、グループメンバーを代表して共同でライ センス交渉を行うグループを形成することを実施者が許可されれば、取引コストはさ らに削減される可能性がある、と考えている。関連する競争ルールに従ってこれらの ライセンス管理グループを形成及び運営するためのメカニズム及び管理体制が整備さ れる必要がある。
- 欧州委員会のウェブサイトは、以下参照 <本報告書について>
- ・全文

Group of Experts on Licensing and Valuation of Standard Essential Patents 'SEPs Expert Group' - full contribution

- エグゼクティブ・サマリー
 - Contribution to the Debate on SEPs Executive Summary
- · PART 1 目的、方法及び結果
 - Contribution to the Debate on SEPs Aims, Methods and Output
- PART 2 IoT エコシステムにおける FRAND ライセンシングの進化
 Contribution to the debate on SEPs Evolution of FRAND licensing in IOT ecosystems
- PART 3 主要な問題の分析と改善提案

Contribution to the debate on SEPs - Analysis of key issues and proposals for improvement

<専門家グループについて>

Group of experts on licensing and valuation of standard essential patents (本報告書に関しては「Additional Information」を参照)

<SEP について>

<u>Standard Essential Patents</u> (専門家グループ及び本報告書に関しては「Group of experts on licensing and valuation of Standard Essential Patents」を参照)

- SEP に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 -
- ・ <u>デュッセルドルフ地方裁判所、標準必須特許のライセンス交渉に関する質問を欧州連</u> 合司法裁判所に付託(2020年11月27日)(PDF)
- ・ 欧州委員会、知的財産に関する行動計画を採択・公表(2020年11月25日)(PDF)
- ・ 英国最高裁判所、英国の標準必須特許 (SEP) のグローバルライセンス等に関する 2 つの事件につき、上告を棄却 (2020 年 8 月 27 日) (PDF)
- 英国控訴院、標準必須特許(SEP)に係る FRAND ライセンシング条件をめぐる Unwired Planet v. Huawei 事件について控訴を棄却(2018年10月23日)(PDF)
- ・ 欧州委員会、標準必須特許(SEP)に係る専門家グループの立ち上げを開始(2018 年 7月9日)(PDF)
- ・ <u>欧州委員会、知的財産権保護及びイノベーションの強化に係る対策を公表(標準必須</u> 特許(SEP)に係るガイダンスを含む)(2017年11月29日)(PDF)
- ・ 欧州連合司法裁判所,標準必須特許権侵害の救済をめぐるデュッセルドルフ地方裁判 所の付託質問に対して判決 (2015 年 7 月 17 日) (PDF)

(以上)